

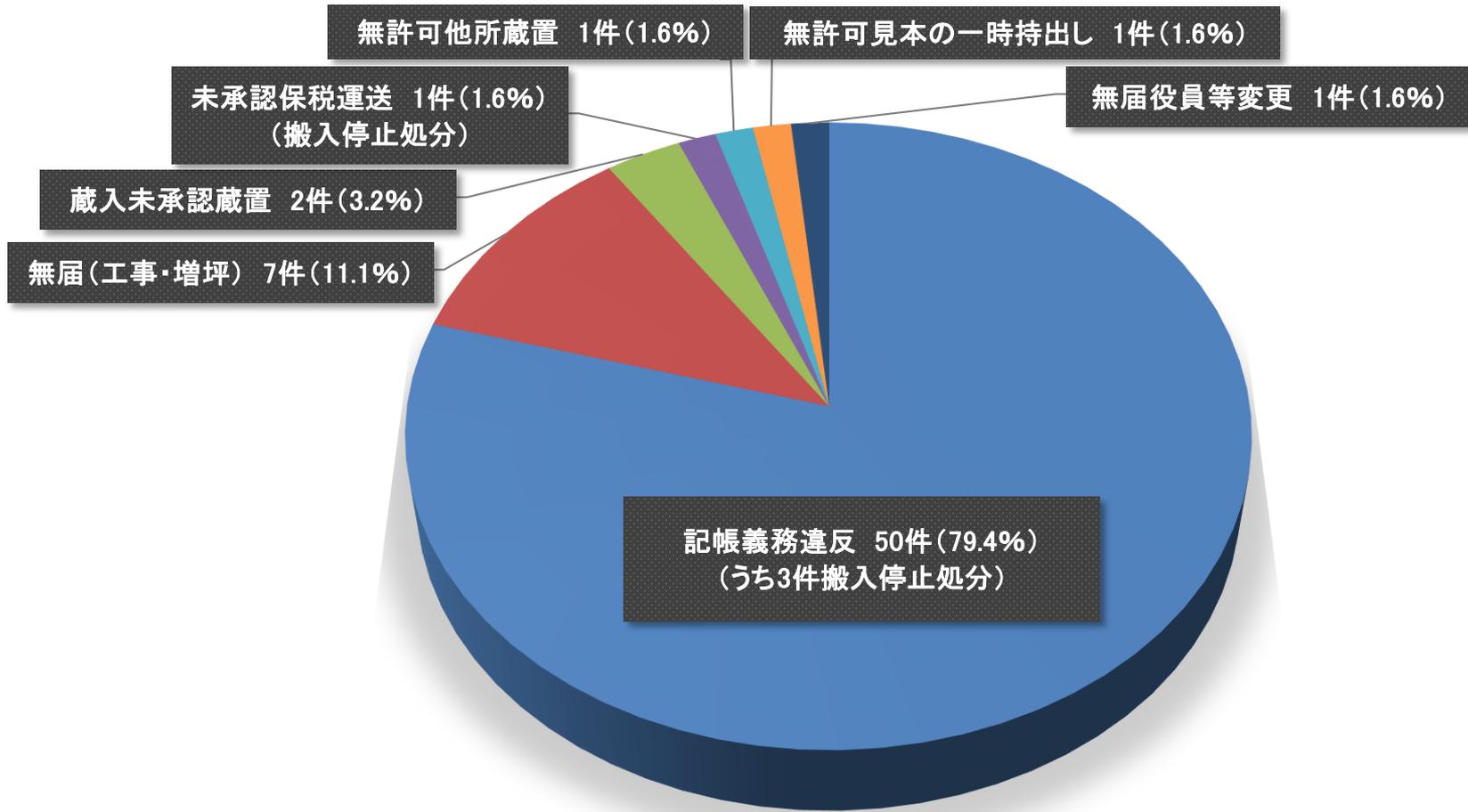
◆保税制度における一般的規制について

監視部保税総括部門



平成30事務年度(平成30年7月～令和元年6月) 全国保稅地域の非違・処分の概要

非違件数:計63件(うち処分4件) ※【8件】



※【8件】は処分になり得た件数(内書)

直ちに社内管理体制の改善に取り掛かった場合等により減算措置が講じられた結果、処分に至らなかったもの。

本日のご説明の流れ

1. 税関の役割・保税制度の役割
2. 外国貨物を置く場所の制限
3. 外国貨物を置くことのできる期間
4. 見本の一時的持出し
5. 貨物の取扱い
6. 記帳義務
7. 貨物の収容能力の増減・工事届
8. 被許可者等に対する処分

本日のご説明の流れ

1. 税関の役割・保税制度の役割
2. 外国貨物を置く場所の制限
3. 外国貨物を置くことのできる期間
4. 見本の一時的持出し
5. 貨物の取扱い
6. 記帳義務
7. 貨物の収容能力の増減・工事届
8. 被許可者等に対する処分

1. 税関の役割・保税制度の役割

税関の役割

税的機能

関税や消費税等の税込確保

- 国家収入
- 国内産業の保護

関的機能

輸出入が規制されている物品の不正な輸出入の水際取締

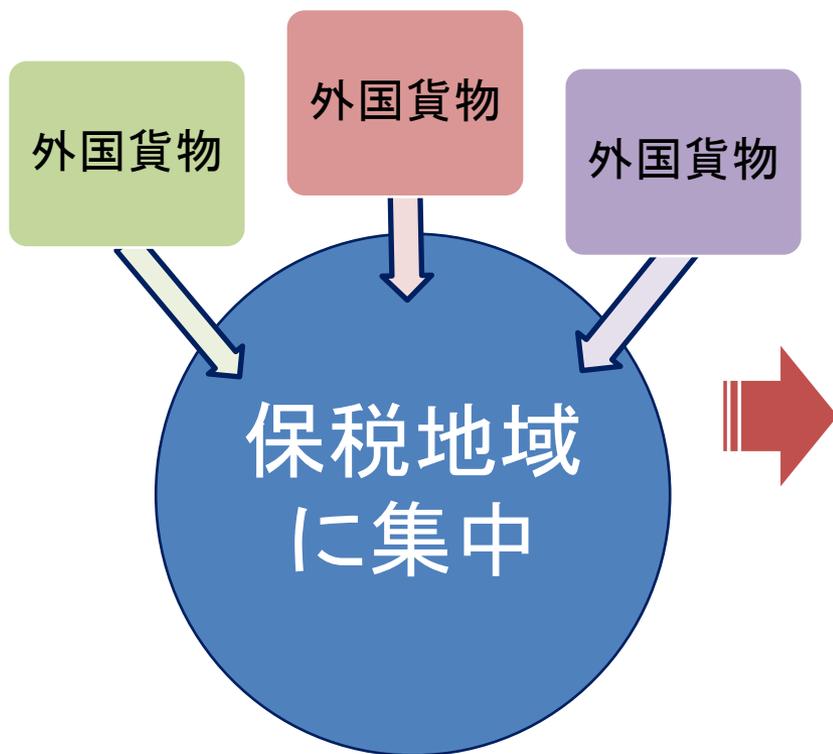
- 輸入: 社会秩序の維持・国民生活の健康や安全の確保等
- 輸出: 国際的な平和維持、環境保護等

1. 税関の役割・保税制度の役割

保税制度の役割

【関税法第30条】

外国貨物は、保税地域以外の場所に置くことができない。



- ◆ 効率的かつ効果的な輸出入検査等の実施
- ◆ 輸入貨物を担保とした関税債権の確保
- ◆ 貿易の促進、税関手続きに係る利便性の向上

本日のご説明の流れ

1. 税関の役割・保税制度の役割
2. 外国貨物を置く場所の制限
3. 外国貨物を置くことのできる期間
4. 見本の一時的持出し
5. 貨物の取扱い
6. 記帳義務
7. 貨物の収容能力の増減・工事届
8. 被許可者等に対する処分

2. 外国貨物を置く場所の制限

外国貨物を置く場所の制限(法第30条第1項)

原則

外国貨物は、保税地域以外の場所に置くことはできない。

例外

- 難破貨物(第1号)
 - 遭難その他の事故により船舶又は航空機から離脱した貨物(関基30-1)
(単に航行の自由を失った船舶又は航空機に積まれていた貨物は含まれない)
- 保税地域に置くことが困難又は著しく不適當な貨物(第2号)【他所蔵置貨物】
- 特定郵便物(※1)、刑事訴訟法の規定により押収された物件その他政令で定める貨物(第3号)
- 信書便物(※2)のうち税関長が取締り上支障がないと認めるもの(第4号)
- 特例輸出貨物(第5号)

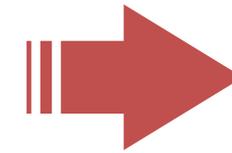
- (※) 1 一関税法第76条第5項(郵便物の輸出入の簡易手続)の規定による通知に係る郵便物(輸入されるものに限る)
一信書のみを内容とする郵便物
2 民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第3項(定義)に規定する信書便物

2. 外国貨物を置く場所の制限

保税地域に置くことが困難又は著しく不適當な貨物
⇒他所蔵置貨物(関基30-2)

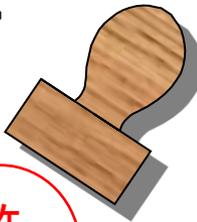
他所蔵置が認められる貨物

- ・ 巨大重量物
- ・ 大量貨物
- ・ 交通不便
- ・ 腐敗変質・他の貨物を汚損
- ・ 貴重品・危険物・生鮮食料品
- ・ 税関長がやむを得ないと認めたもの



場所・期間
を指定

税関長の許可



許可

他所蔵置の許可は、個々の貨物について保税地域以外の場所に置くことについての**禁止を解除するもの**であり、保税地域以外の場所について特例的に保税地域の機能を持たせるものではない。したがって、対象となる貨物が**物理的に保税地域に置くことが困難な貨物についてのみ**認められる。

2. 外国貨物を置く場所の制限

保税蔵置場と他所蔵置の違い(法第36条)

	保税蔵置場	他所蔵置
見本の一時持出 (法第32条)	要許可	要許可
外国貨物の廃棄 (法第34条)	要届出 要承認	要届出 要承認
保税蔵置場の許可を受けた者の関税の納付義務 (法第45条)	被許可者	被許可者
貨物の取扱い (法第40条)	内容点検、改装、仕分け等 (要記帳) 見本の展示、簡単な加工等 (要許可)	内容点検、改装、仕分け等 (<u>要届出</u>) 見本の展示、簡単な加工等 (<u>不可!</u>)

2. 外国貨物を置く場所の制限

非違事例①

事例

保税蔵置場に蔵置中の外国貨物について、貨物の仕分け作業を行うにあたり、蔵置場内が手狭であったため、同社敷地内の保税地域ではない空きスペースで作業を行っていたところを、巡回中の税関職員が発見した。

発生原因

作業担当者は、保税地域以外の場所に外国貨物を置いてはいけないことを知っていたが、「すぐ戻せばよいだろう。」との考えから、保税地域以外の場所に外国貨物を置いて検品作業を行った。

本日のご説明の流れ

1. 税関の役割・保税制度の役割
2. 外国貨物を置く場所の制限
3. 外国貨物を置くことのできる期間
4. 見本の一時的持出し
5. 貨物の取扱い
6. 記帳義務
7. 貨物の収容能力の増減・工事届
8. 被許可者等に対する処分

3. 外国貨物を置くことのできる期間

	指定保税地域	保税蔵置場	保税工場	保税展示場	総合保税地域
指定・許可	財務大臣指定	税関長許可			
機能	外国貨物の積卸・一時蔵置(点検、改装、仕分け、その他の手入れ、税関長の許可を受けた見本展示・簡単な加工)	外国貨物の積卸・蔵置(点検、改装、仕分け、その他の手入れ、税関長の許可を受けた見本展示・簡単な加工)	保税作業(加工・製造、改装、仕分け、その他の手入れ)	展示場を使用 積卸・運搬・蔵置・点検・改装・仕分け・展示・使用・その他類似行為	積卸・運搬・蔵置・点検・改装・仕分け・その他の手入れ・加工・製造・展示・使用
許可期間		10年以内 (実務上6年)	10年以内 (実務上6年)	博覧会等の会期を 勘案して税関長が 必要と認める期間	10年以内 (実務上6年)
蔵置期間	搬入から1ヵ月	・搬入から3ヵ月 ・最初に蔵入承認した日から2年 (延長可)	・搬入から3ヵ月 ・移入承認した日から2年 (延長可)	税関長が指定する期間	・搬入から3ヵ月 ・総保入承認した日から2年 (延長可)

3. 外国貨物を置くことのできる期間

蔵入承認（保税蔵置場）と移入承認（保税工場）の違い

蔵入承認
【
法第43条の2
】

最初に蔵入承認を受けてから2年間（通算2年）のみ蔵置可能



A保税蔵置場
搬入から3ヵ月
（蔵入承認）

（例）1年後保税運送



B保税蔵置場
搬入から3ヵ月
（蔵入承認）

「最初」に蔵入承認を受
けた日から2年を経過す
る日まで蔵置可能

移入承認
【
法第57条
】

他の保税工場での蔵置期間は加算されない



C保税工場
搬入から3ヵ月等
（移入承認）

（例）1年後保税運送



D保税工場
搬入から3ヵ月等
（移入承認）

2年間蔵置可能

本日のご説明の流れ

1. 税関の役割・保税制度の役割
2. 外国貨物を置く場所の制限
3. 外国貨物を置くことのできる期間
4. 見本の一時的持出し
5. 貨物の取扱い
6. 記帳義務
7. 貨物の収容能力の増減・工事届
8. 被許可者等に対する処分

4. 見本の一時的持出

見本の一時的持出（法第32条）

保税地域にある外国貨物を見本として一時持ち出そうとする者は、税関長の許可を受けなければならない。

許可基準

課税上問題がなく、かつ、少量の場合（関基32-1）

効力

見本として持ち出す外国貨物は、税関長の指定する期間内に戻し入れるものものとする。

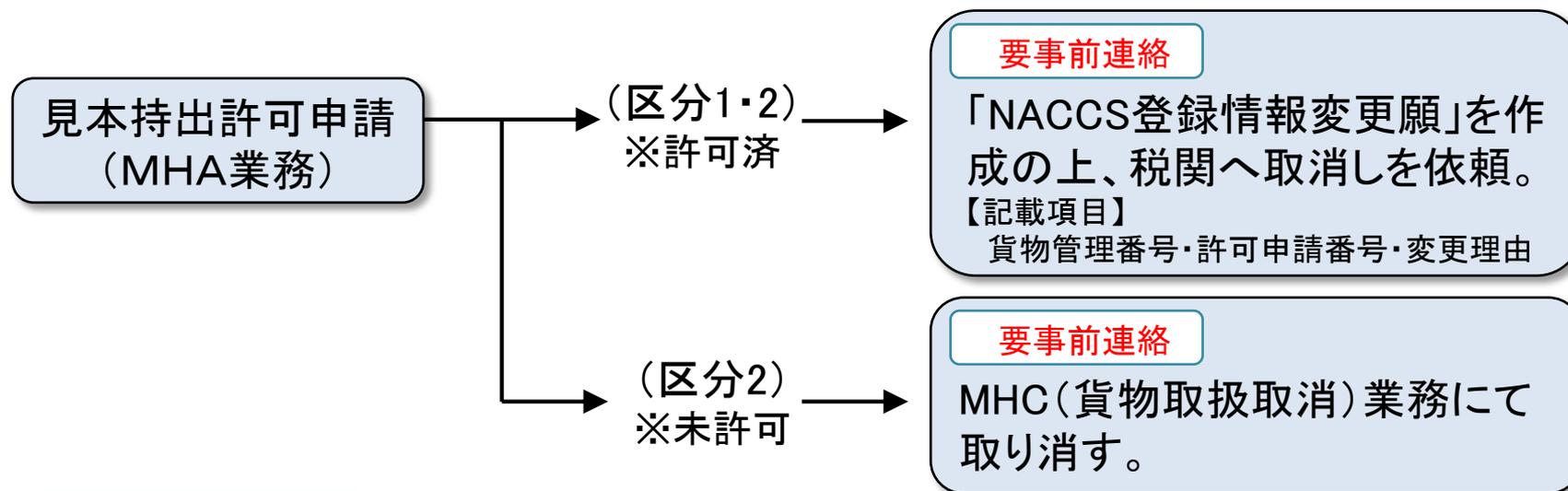
ただし、残余の貨物と一括して輸入許可を受けた場合はこの限りではない。（関基32-1(2)）

4. 見本の一時的持出

【参考】MHA(見本持出許可申請)業務の取消し

※海上貨物の場合

- 申請後許可済であれば、税関にて取消し
- 申請後未許可であれば、MHC(見本持出取消)業務にて取消し



ポイント

- ・「取消依頼」「MHC業務」のいずれの場合も、事前に税関に連絡する。
- ・当初の申請を取り消してから、訂正後の申請を行う(許可が重複しないようにする)。
- ・「NACCS登録情報変更願」の様式
NACCS掲示板⇒業務コード集⇒汎用申請関係⇒汎用申請手続一覧⇒H99

本日のご説明の流れ

1. 税関の役割・保税制度の役割
2. 外国貨物を置く場所の制限
3. 外国貨物を置くことのできる期間
4. 見本の一時的持出し
5. 貨物の取扱い
6. 記帳義務
7. 貨物の収容能力の増減・工事届
8. 被許可者等に対する処分

5. 貨物の取扱い

貨物の取扱い(法第40条)(指定保税地域)

指定保税地域では法37条第1項に規定する行為のほか、以下の行為ができる。

1. 内容点検、改装、仕分け、その他の手入れ(第1項) ⇒ 要記帳

内容点検: 品質若しくは数量の点検、又はその機能の簡単な点検

改装: 包装を改める行為をいい、一部積戻しのための分割包装等を含む

仕分け: 貨物を記号、番号別、荷主、仕向地別又はその名称等級別等に分類、選別

その他の手入れ: 貨物の記号、番号の刷換え、さびみがき、油さし、虫ぼし、洗浄・ワックスかけ等

2. 見本展示、簡単な加工、その他これらに類するもの(第2項) ⇒ 要許可

簡単な加工: 単純な工程によるもので、加工後において加工前の状態が判明できる程度のもの
(例) 食料品等の加熱(専ら関税の引下げ、非自由化品目→自由化品目を目的とする場合を除く)等

これらに類する行為: 輸出しようとする貨物の内容の破損部分又は不良品をこれと同種の完全品と交換すること等

※保税蔵置場については、法第49条にて法第40条を準用している。

※他所蔵置許可場所では上記1.のみ届出をすることで行うことができる(法第36条)。

5. 貨物の取扱い

【参考】

貨物の取扱い(関税法第40条)

	行為の種類	税関への手続き
第1項	内容点検【SHN】	不 要 (自主管理)
	改 装【SHS】	
	仕 分 け【SHS】	
	その他の手入れ【SHN】	
第2項	見本の展示【CHD】	必 要 (許 可)
	簡単な加工【CHD】	
	その他これらに類する行為【CHD】	

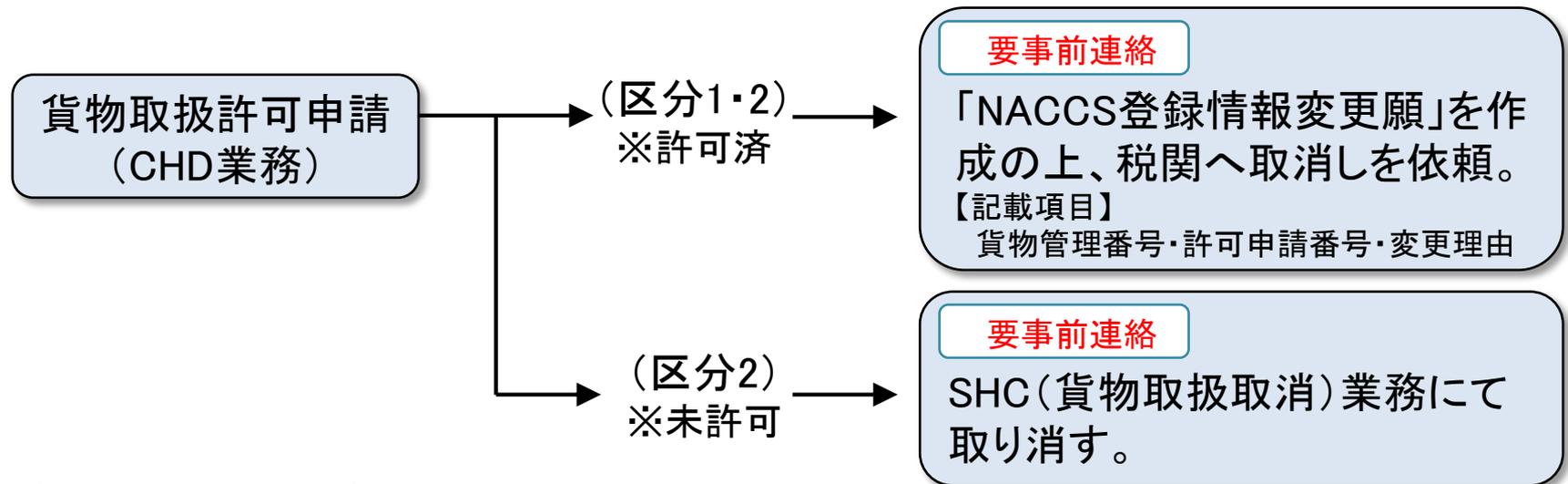
※【】内はNACCS(海上貨物)による行う場合に必要な登録業務。

5. 貨物の取扱い

【参考】CHD(貨物取扱許可申請)業務の取消し

※海上貨物の場合

- 申請後許可済であれば、税関にて取消し
- 申請後未許可であれば、SHC(貨物取扱取消)業務にて取消し



ポイント

- ・「取消依頼」「SHC業務」のいずれの場合も、**事前に税関に連絡**する。
- ・**当初の申請を取り消してから**、訂正後の申請を行う(許可が重複しないようにする)。
- ・「NACCS登録情報変更願」の様式
NACCS掲示板⇒業務コード集⇒汎用申請関係⇒汎用申請手続一覧⇒H99

本日のご説明の流れ

1. 税関の役割・保税制度の役割
2. 外国貨物を置く場所の制限
3. 外国貨物を置くことのできる期間
4. 見本の一時的持出し
5. 貨物の取扱い
6. 記帳義務
7. 貨物の収容能力の増減・工事届
8. 被許可者等に対する処分

6. 記帳義務

記帳義務(法第34条の2)

保税地域(保税工場・保税展示場を除く)において貨物を管理する者は、その管理する外国貨物又は輸出しようとする貨物について、帳簿を設け、政令で定める事項を記載しなければならない。

※保税工場・保税展示場の記帳義務については、別途規定している(法第61条の3及び法第62条の7)。

保税地域の種類	記帳義務者	参 考
指定保税地域	貨物管理者	法34の2、令29条の2第1項、関基34の2-2
保税蔵置場	被許可者	法34の2、令29条の2第1項、関基34の2-2
保税工場	被許可者	法61の3、令50条、関基61の3-1
保税展示場	被許可者	法62の7、令51条の7、関基62の7-2
総合保税地域	貨物管理者	法34の2、令29条の2第2項、関基34の2-2

6. 記帳義務

記帳義務(法第34条の2)

記帳事項(関令第29条の2第1項)

【指定保税地域・保税蔵置場】

- 1号 外国貨物(輸出しようとする貨物を含む)を入れた場合
- 2号 外国貨物(輸出しようとする貨物を含む)を取扱した場合
- 3号 IS承認又は置く期間について税関長の指定を受けた場合
- 4号 輸入の許可を受けた場合
- 5号 輸入の許可前における貨物の引取り承認を受けた場合
- 6号 見本の一時持出許可を受けた場合
- 7号 外国貨物を出した場合

帳簿の保管期間(関基34の2-3)

帳簿を保存する期間は、記載すべき事項が生じた日から起算して**2年を経過する日**(その間に当該帳簿について保税業務検査を受けた場合にあっては、当該保税業務検査を受けた日。AEO届出蔵置場は1年)までとする。

6. 記帳義務

非違事例②

事例

保税運送により搬入された外国貨物(輸入許可未済)について、他の輸入許可済貨物と誤認して搬出してしまい、結果として当該外国貨物に係る搬出記帳を怠った。

発生原因

複数B/Lに係る貨物が同時に搬入した際、搬入番号を付した荷札を誤って異なる貨物に貼ってしまった。
その後、他の外国貨物について輸入許可を受け搬出する際、搬入番号のみの不十分な確認であったため、結果として輸入許可を受けていない本件貨物を搬出してしまった。

本日のご説明の流れ

1. 税関の役割・保税制度の役割
2. 外国貨物を置く場所の制限
3. 外国貨物を置くことのできる期間
4. 見本の一時的持出し
5. 貨物の取扱い
6. 記帳義務
7. 貨物の収容能力の増減・工事届
8. 被許可者等に対する処分

7. 収容能力の増減・工事届

貨物の収容能力の増減等(関税法第44条第1項)

保税蔵置場の許可を受けた者は、当該保税蔵置場の貨物の収容能力を**増加**し、若しくは**減少**し、又はその**改装**、**移転**その他の**工事**をしようとするときは、**あらかじめ**その旨を税関に届け出なければならない。

例外

《工事に関して…》

その工事の内容が**単なる補修工事**又はこれに**類するもの**であって、その工事による保税蔵置場の**現状の変更が軽微**なものであり、かつ、それにより保税蔵置場の**面積に変更がない**とき

届出不要

ですが、判断が難しい時は確認を！

7. 収容能力の増減・工事届

非違事例③

事例

保税地域(屋外部分)に建屋を建てることになったが、保税担当者は、その予定を知らされておらず、結果として事前に税関への届出がされることなく、工事が着工し、完成した。

発生原因

保税地域内で工事をする際には、工事担当部門から保税担当部門にあらかじめ工事をする旨の連絡をすることになっていたが、工事担当部門社員が連絡するのを失念していたため、連絡がない保税担当者は必要な工事届を出すことができなかった。

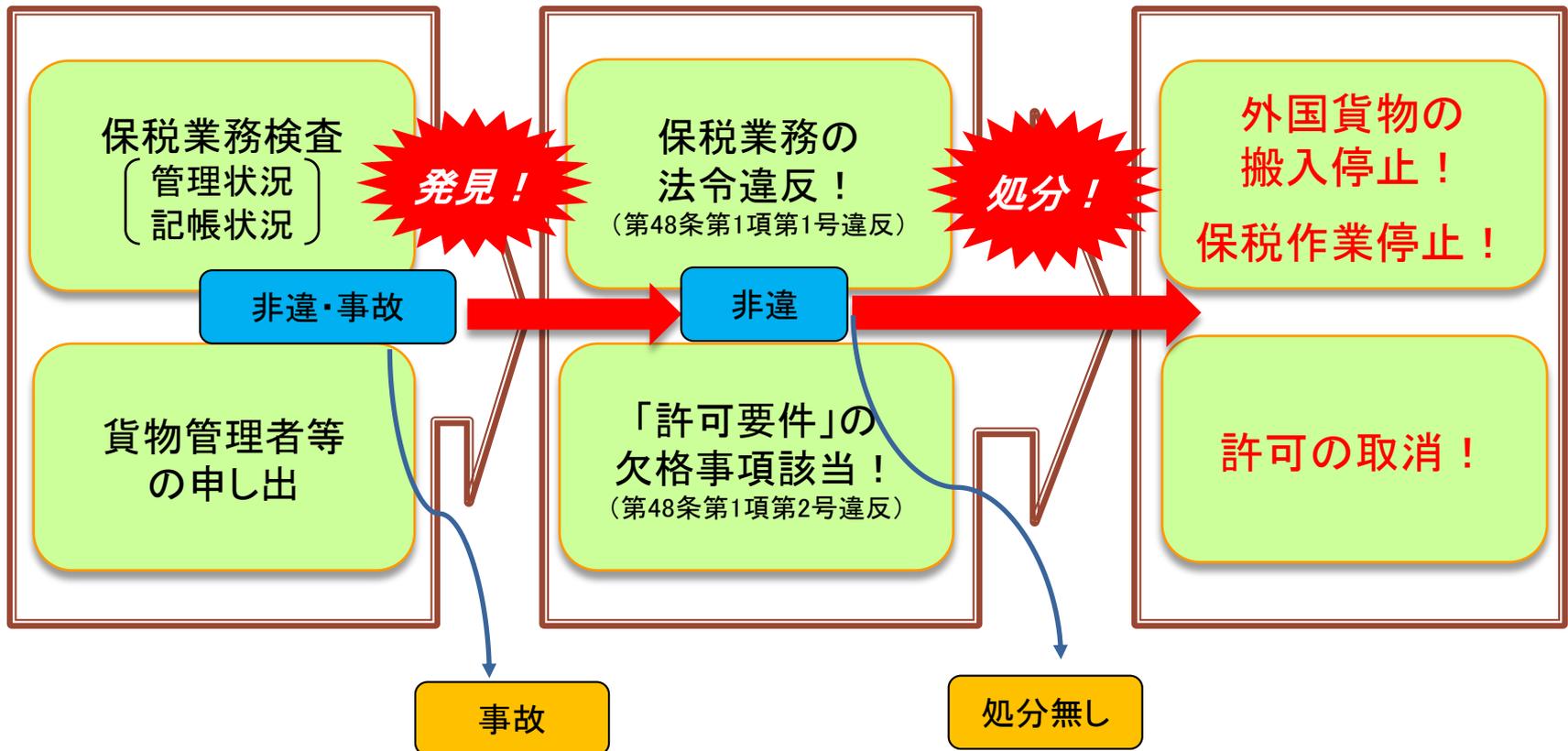
本日のご説明の流れ

1. 税関の役割・保税制度の役割
2. 外国貨物を置く場所の制限
3. 外国貨物を置くことのできる期間
4. 見本の一時的持出し
5. 貨物の取扱い
6. 記帳義務
7. 貨物の収容能力の増減・工事届
8. 被許可者等に対する処分

8. 被許可者等に対する処分

許可の取消し等(法第48条)

税関長は、被許可者等が保税業務においてこの法律の規定に違反等した場合、期間を指定して外国貨物または輸出しようとする貨物を保税蔵置場に入れることを停止させ、又は保税蔵置場の許可を取り消すことができる。



8. 被許可者等に対する処分

処分点数の算出方法(関税法基本通達48-1)

基礎点数

+

加算点数

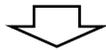
-

減算点数

=

合計点数

別表1(非違の態様)
(基礎点数10件まで毎に)
1. 禁止・許可・承認 3点
2. 届出・報告等・記帳 2点



(例)
未承認保税運送: 3点
保税台帳未記帳: 2点
無届出工事: 2点

③ 非違実績(過去3年)	
最後の非違から	
1年以内	10点
1年超2年以内	7点
2年超3年以内	5点

別表2(加算要件)
① 関与者
・被許可者(法人は役員) 30点
・代理人、支配人、 主要従業者 10点

② 処分実績(過去3年)	
通知日以後	別表1算出点数
搬入停止処分 期間末日まで	×2+10点
1年以内	×1.5+10点
1年超2年以内	×1+10点
2年超3年以内	×0.5+10点

加算要素	
非違が故意 (関税等ほ脱目的等)	20点 (40点)

減算要件(できる)
申し出 1/2
再発防止策 10点限度

11点以上	10点を超える1点につき 1日の「搬入停止」
60点以上	税関長が許可の取消しも やむを得ないと判断した場 合は「許可取消し」
100点以上	原則「許可取消し」



カスタムくん

お疲れ様でした。

質問があればお願いします。